**平成２５年（再イ）第１３１号**
名古屋市中川区服部５丁目504番地の３
再生債務者　近藤　英司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第１６９号**
名古屋市緑区大高町字一番割39番地　サンヴィラ込高Ｄ棟202号
再生債務者　澤井　明博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第１８４号**
名古屋市西区則武新町３丁目１番63号　ラドーニ則武天空の館202号
再生債務者　福田　秀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第１０号**
滋賀県長浜市宮司町704番地９
再生債務者　畑田　健作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月13日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

**平成２５年（再イ）第６１号**
兵庫県芦屋市南宮町13番１―203号
再生債務者　上阪　克也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２５年（再イ）第２５号**
熊本県上益城郡甲佐町大字船津737番地４
再生債務者　井上　浩明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（再イ）第２５２号**
札幌市北区北23条西３丁目２番35―201号
再生債務者　高澤　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月14日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第１１号**
岩手県北上市和賀町横川目29地割67―９
再生債務者　後藤　藤雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月14日　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（再イ）第５号**
熊本県八代市植柳上町340番地　Ｇ２－３
再生債務者　村﨑　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月14日　熊本地方裁判所八代支部

## 公文書等の管理に関する独立行政法人中小企業基盤整備機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成 26 年２月 27 日　　独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長　高田　坦史

変更前　北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地７　ＯＲＥ札幌ビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部企画調整課内
変更後　北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地７　ＯＲＥ札幌ビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部企画調整課内
変更前　宮城県仙台市青葉区一番町四丁目６番１号　仙台第一生命タワービル
独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部企画調整課内
変更後　宮城県仙台市青葉区一番町四丁目６番１号　仙台第一生命タワービル
独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部企画調整課内
変更前　愛知県名古屋市中区錦二丁目２番13号　名古屋センタービル
独立行政法人中小企業基盤整備機構中部支部企画調整課内
変更後　愛知県名古屋市中区錦二丁目２番13号　名古屋センタービル
独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部企画調整課内
変更前　石川県金沢市広岡三丁目１番１号　金沢パークビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸支部企画調整課内
変更後　石川県金沢市広岡三丁目１番１号　金沢パークビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部企画調整課内
変更前　大阪府大阪市中央区大手前一丁目７番31号　大阪マーチャンダイズマートビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部企画調整課内
変更後　大阪府大阪市中央区安土町二丁目３番13号　大阪国際ビルディング
独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部企画調整課内
変更前　広島県広島市中区八丁堀５番７号　住友生命広島八丁堀ビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構中国支部企画調整課内
変更後　広島県広島市中区八丁堀５番７号　広島ＫＳビル
独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部企画調整課内
変更前　香川県高松市サンポート２番１号　高松シンボルタワータワー棟
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部企画調整課内
変更後　香川県高松市サンポート２番１号　高松シンボルタワータワー棟
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部企画調整課内
変更前　福岡県福岡市博多区祇園町４番２号　博多祇園ＢＬＤＧ.
独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部企画調整課内
変更後　福岡県福岡市博多区祇園町４番２号　サムティ博多祇園ＢＬＤＧ.
独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部企画調整課内

## 特定計量器型式承認

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 67 号**

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成26年２月６日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 26 年２月 27 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第H141号
２、名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
３、住所　Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
４、特定計量器の種類　抵抗体温計

１、承認番号　第D143号
２、名称　seca GmbH & Co. KG
３、住所　Hammer Steindamm 9―25, 22089 Hamburg Germany
４、特定計量器の種類　非自動はかり